

近代日本の転換期における国家主義教育の再編

— 1908～23年の教育におけるナショナリズム —

都 築 亨

1. はじめに

明治国家におけるナショナリズムは「凡ゆる変質と堕落が指摘されようとも、その後の時代に比べるとやはり明治全体として何か健全性を宿していた」⁽¹⁾といわれる。それは前稿（紀要第11集所収「近代国家の教育とナショナリズム」）において指摘したように、明治30年代末まで、即ち、体制ナショナリズムとブルジョアナショナリズムが結合し、E・H・カーのいう第二期ナショナリズム（国家Nationと人民peopleを同一視し、ナショナリズムの民衆化を内容とする）を教育のうちにうち立てていた限りにおいてたしかにそうであった。国家主義教育として批判をうけている戦前の教育ではあっても、明治30年代末までの教育のなかには、それ以後の超国家主義にみられない健全性と共に正当性をも備えていたといってよいであろう。

とすれば、その健全な第二期ナショナリズムの教育がどのようにしてねじまげられ、「超」ないし「極端なる」国家主義に変質していったのであろうか。戦前の教育をすべて国家主義教育として同一類型に包括し、その残滓を戦後教育に持ちこむまいと警戒した結果、近代国家の教育の要素として当然要求されるべきナショナリティの欠如さえ招いたのは戦後教育の欠陥であったけれど、戦後教育の反省期に入った現在、そのイデオロギー的反動の中には逆にナショナリズムの名のもとに戦前の教育の諸様相をそのままに復活しようとする動きさえみられる。しかし何れも複雑で多義的な概念であるナショナリズムを戦前の国家主義として単純化し類型化し、明治以後、昭和20年にいたる歴史的発展とそれに伴なうナシナリズムの変質脱皮の過程を見落すという共通の誤まりをおかしていたのであった。

その戦前の国家主義の発展の中で、私は明治41年（1908年）から大正12年（1923年）にいたる時期が最も大きな転換期ではなかったかと考えている。その理由については本論にのべるが、この時期が国家主義教育の転期を意味したばかりでなく、実は近代日本の前期としての明治国家がゆきづまり、後期の近代国家（昭和時代）へと移行するその大きな転換期が1908～23年にわたる15年間ではなかったかと思うからである。そ

してこの15年におけるイデオロギーの変容は、現在までのどの時期における社会思想の変容にまして、大きな変化をもっていたと思うのである。

2. 近代日本の転換期として明治41年と教育の対応

ある人は明治40年以前の日本をオールド・日本と呼んでいる。それこそ『古きよき時代』として明治人によって懐古される健全な明治国家の姿であった。そして、その近代日本の前期であるオールド・日本が次第にそのゆきづまり——『時代閉塞の状況』をみせってきたのが明治40～41年であった。明治41年西園寺内閣は「赤旗事件」にかかる社会主義対策の生ぬるさを指弾されて倒れ、7月14日、第2次桂内閣が成立した。その施政方針演説の中で桂首相は「今や経済の変遷時代に属し、器械工業の発展と競争の激甚とは貪富の懸隔をして益々甚しからしめ、従って社会の内に乖離反動を促し……彼の社会主義の如き、今日は尙ほ織々たる一縷の烟に過ぎずと雖も、若し捨てて顧みず、他日燎原の勢を為すに至ては躊躇も復た将に及ばざらんとす、故に教育に因り、国民の道徳を養ふは言を待たず」⁽²⁾とのべていたが、たしかに社会主義は20世紀に入って体制側に脅威を感じさせるまでに成長し、「精確な数は算出されねど、雑と積って此主義者全国に2万5千」⁽³⁾といわれるまでになっていたのである。

38年には山路愛山らは国家社会党を結成し、そして39年には日本社会党が成立した。のちの右翼の指導者北一輝の「国体論及純正社会主義」が発刊されて社会主義に接近したのも39年であった。

しかし社会主義による脅威にもまして体制の危機を招いていたのは「器械工業の発展と競争の激甚」の結果として破滅寸前の状態にさらされていた農村であった。前期近代国家としての日本は、本質的には地主制的体制を基盤としており、したがって農村国家であったけれど、その農村が40～41年完全に荒廃していたのである。23年に72.7%であった農村人口は、36年に61.6%，41年には54.32%に減少していたが、農村人口の減少はそのままに農村の疲弊を意味し、農村の荒怠は必然的にオールド日本危機につながったのである。

40年秋の米国の恐慌のあおりをくって、米価はその

翌年秋には石当り11円台におちこみ「農家の経済は日々に不安の状態にあり、殊に米価暴落により、非常に迫れり」⁽⁴⁾として全国農事会では「速かに其救済策を講ずること」を要求していた。

農村の荒廃を招いたものは資本制生産の高まりであり、その裏に都市の発展があったはずである。しかし都市の発展はそのままには健全な明治国家の支えにはならなかった。明治39~41年の都市を覆っていたのは安逸と退廃の風潮であり、自然主義そして耽美主義の流行が生れつつあったのである。

39年6月牧野伸顕文相は「学生生徒ノ風紀振肅ニ関スル件」（文部省訓令第1号）において「近時発刊ノ文書図書」が「危激ノ言論ヲ掲ゲ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描」いている現状に対して、取締りの必要を強調し、青年子女が「意氣鎖沈シ、風紀頽廃セル傾向」⁽⁵⁾あることに対してつよく憂慮していたがそれこそ、先にあげた社会主義の流行、自然主義・耽美主義文学に代表される都市の退廃をさしてのことであった。

明治41年10月13日戊申詔書が出されたのも、農村の荒廃と都市の退廃というオールド・日本の危機に対し「勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誠メ自憚息マザルベシ」として詔勅という特効薬によって、これをのり切ろうとするものであった。

42年の文部省訓令第13号で「生徒教育上ノ注意」が出され、「各種ノ誘惑ニ陥リ易イ」生徒たちに対し、「一層力ヲ修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ為スノ外、必要ニ応ジ隨時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的觀念ヲ鍛成」⁽⁶⁾することを要求したのも、又その趣意によるものであった。

「日本國中どこを見渡したって輝いている断面は一寸四方もないぢやないか、ことごとく暗黒だ」⁽⁷⁾と漱石が代助の言葉をかりていったのも42年であったが、42年より翌年にかけて、國家のゆきづまりはますます深刻になり、大逆事件、そして韓国併合などの事実のなかに明治国家の権力を露呈させていった。農村が完全にゆきづまっていた43年、長塚節は「土」を朝日新聞に連載したが、その43年石川啄木は「時代閉塞の現状の中で「青年を囲繞する空気」が流動せず「強権の勢力が普く国内に」おぼって閉塞している⁽⁸⁾状況をつよく指摘していたのである。

そのなかで教育はまさしくゆきづまってきたのである。啄木がその「閉塞の現状」のなかでふれていたのも「青年の理想喪失の悲しむべき状態」であり、教育が「ただ其今日に必要な人物を養成する」にすぎなくなっている実態であった。

明治33年81.48%（男子90.55、女子71.73）であっ

た義務教育就学率は、35年には91.57%（男子95.8、女子87.0）に上昇し、41年には97.83%（男子98.73、女子96.86）にまで到達し、40年には義務教育は6年に延長されることになった。

高等教育においても、36年専門学校令が制定されて、官立専門学校は高等工業6、高等農業2、高等商業4、医專5、私立専門学校にいたっては42をかぞえて来、又高校8、大学も43年には4となった。

29年は1833であった大学生数は41年7517と激増していた。日本の教育は明治41年というオールド日本の末期にいたって量的にも又質的にも拡充されて來たはずであったけれど、この時期において明治教育の完成は同時にゆきづまりを意味し、教育の退廃を招いていたのである。この教育のゆきづまりは体制側もみとめていたし体制側が又全く無策であったというわけでもない。小松原文相は牧野前文相の手がけた学制改革をすすめようとしていたことはたしかだし、43年衆議院には根本正らによる帝国学制案が発議されていた。学制案は通過しなかったけれど、松田正久・原敬ら政友会の領袖の提出した「学制改革ニ関スル建議案」は大多数で衆議院を通過した。その中で今の制度が「所謂詰込主義デ無闇ニ教師ノ知ツテ居ルコトヲ生徒ニ授ケル、其ノ教師カラ授カツタトコロノモノヲ能ク記憶シテ教師ノ意ニ合フヤウナコトヲ答案ニ書ケバ試験ニ及第スルト云フコトニナツテキル」⁽⁹⁾という状態を何とかしなければならないとしていたことは注意すべきであろう。

この学制改革案は、8つの諮問案として高等教育会議に諮問され、諮問第1号の高等女学校については、43年、第2号・第3号の中学校・高等中学校の改革については、44年7月、それぞれ高等女学校令の改正・高等中学校令で示された改革がなされるのである。

43年、第二期固定教科書が制定されたのも、また内容における教育の改革、立て直しを企図したことであった。

3. 祖先教と農本主義による国家主義教育の再編

明治41年以後手をつけられた教育再建の方向は決して、啄木の憂えていた教育の退廃——時代閉塞の状況を打破する方向に対してではなく、全く逆に「強権」によって「国民道徳」を確立する方向にむけられていたのであった。

そもそも41年に教科用図書委員会がつくられて、全面的に教科書を改めることになったのは、37年より使用された最初の国定教科書が余りに自由主義的にすぎるとして、東久世通禧・田中不二麿・野村靖、あるいは日本弘道会からつよく批判され、「国民道徳ノ大本ヲ明白ニ」することを要求されてのことであった。

そして、修身教科書の編さんについては、その第一

部（修身）長となった穂積八束のつよい意向にそって改訂がすすめられたのであったが、穂積は「我が日本国民の固有の体制は血統団体たり」「忠孝の大義と愛国の至情とは一にして岐せず、祖先崇拜の精神の発表なり」⁽¹⁰⁾として「祖先教」を基軸として、元田永孚のえがいていた「忠信孝悌」イデオロギー即ち孔子の教と、森有礼が教化素として掲げた「忠君愛国」イデオロギーとを結びつけ、オールド日本の危機に対応する教育内容の再編にのり出して來たのであった。

42年7月の全国中学校長会議の席上で、穂積は「祖先ヲ崇拜スル觀念ガ我が國社會ヲ團結スル中心トナツテソレニ依ツテ總テノ制度ガ洞察セラレテ」いる点を指摘し「現在ノ父母ニ對スル敬愛ノ觀念ヲ拡ゲテ祖先ニ及ボシ……家トイフ觀念ヲ拡ゲテ國トイフ觀念」とし「自己トイフ觀念ガ即チ家國社會トイフコトニ同化シテシマツテ其ノ分子トナツテソレニ貢獻スルコトガ、吾々ノ本分デアルトイフコトヲ能ク教ヘネバナラナイト思ヒマス」⁽¹¹⁾とのべているのは、たしかにこれ以後の教育を貫く新しい論理であり、これは第二期の高等小学修身書に「我が國民は概ね祖先を同じうし、國を挙げて一大家族を成すものなり、而して皇室は之が宗家にして國民の皇位を仰ぐこと家族の家長に対するが如く……」として表明されている。

第二期教科書の分析については石田雄のすぐれた業績があるが、ただ「家族国家觀を援用して、父母を敬愛するという人間の自然的心情を以て、忠君愛国を基礎づけ忠孝一致の國体を礼讃して」⁽¹²⁾たばかりでなく、もう一つの柱として「二宮金次郎」「上杉鷹山」「渡辺登」が大きくとりあげられるようになってきたこと、そしてその理想的人間像の中で「オヤノオン」「カウカウ」「シゴトニハゲメ」「キンケン」「儉約」「産業を興す」という諸徳目が強調されてきたことを見落してならないであろう。

ここで家族道徳とともに勤儉を主とした農本主義的徳目が強調されてきたのは40～41年の農村の荒怠と時代閉塞の状況に対処する新しいイデオロギーとして確認されてきたのであり、これこそ「勤儉産ヲ治メ醇厚俗ヲ成シ」「華ヲ去リ実ニ就キ」という戊申詔書のイデオロギーに共通するものであった。

祖先教イデオロギーをとくに強くうち出しそれを特に高学年の修身教育に導入したのは穂積八束であったが、この第二期国定教科書のイデオロギーを支えるもう一つの柱を構築した存在として岡田良平の役割をあげておくねばならない。第二期教科書の編集がすすめられた時の文相小松原英太郎も39年以来産業組合副会頭として中央報徳会の事業に関与していたといわれるが、文部次官岡田良平は「二宮尊徳の報徳運動と神道・国学そして農本主義と田舎愛国的な殖産興業」⁽¹³⁾

を精神的環境として育って来た生粋の報徳主義者であった。第二期教科書の農本主義イデオロギーこそはまさしくこの報徳イデオロギー即ち岡田良平のかかげていた方策によるものであった。そしてこの報徳主義こそはただ単に崩壊寸前にあった農村の復興策であったばかりでなく、帝国主義段階に突入して内部的矛盾に苦しみつつあった資本主義国家日本がその当面の危機を切りぬけるための最も強力な武器となり得たのである。戦前の小学校の校門にすえられた「手本は二宮金次郎」の石像こそは、その意味でオールド日本再建の象徴だったのである。

たしかに浮薄輕佻な都市的風潮と過激な社会思想—その何れもが帝国主義的段階にさしかかっていた国家の歪みから必然に生じた結果にほかならなかつけれど一から明治國家を守る方策は「教育により國民の道徳を養ふ」こと以外にはあり得なかつた。

43年5月 師範学校教授要目が改正（文部省訓令第13号）され、10月には高等女学校令が改正（勅令第424号）44年7月 中学校令施行規則（文部省令第26号）中学校教授要目の改正（文部省訓令第15号）が行なわれた。この一連の教育における制度ならびにイデオロギー（教育内容）の改編こそは中等教育段階において体制側がうち出して來た祖先教・農本主義による「教育」の立て直しのあらわれとして注意すべきであろう。

中学校修身の教育内容について穂積八束は「我國道徳の由来」「祖先崇拜」「忠孝一致」「愛國奉公」の4つを中核とし、祖先教イデオロギーを修身教育によってつらぬかせようとして來たのである。

44年2月南北朝正閏論が問題となり、その年の第27議会には「國民道徳教育振興の建議」が提出された。西田幾太郎の「善の研究」紀平正美の「ヘーグルの國家論」が刊行されたのは44年であり、加藤弘之の「自然と倫理」井上哲次郎の「國民道徳論」西晋一郎の「吾國民道徳と人為的道徳」が出たのは翌45年であった。風教の問題がこれほど問題にされたときはかってなかったし、第二次西園寺内閣の内相原敬は45年2月、神道・仏教・キリスト教の代表者を招き「三教者合同」により「人心を指導し、風教を振興する」途を求めるねばならなかつたのである。

この路線は大正時代に入ても、大正2年の「地方青年団体ニ關スル件」、大正4年の「青年団体ニ關スル通牒」及び内務省・文部省の共同訓令「青年団指導発達ニ關スル件」を通じて、青年団に対する統制が強化されてくる過程のなかで、祖先教、農本主義イデオロギーの地方への定着がはかられ、参謀本部次長田中義一の指導により、中央報徳会の中へ青年団が吸収されてきたのであった。

寺内内閣の文部大臣になったのは第二期教科書に報徳イズムを導入した岡田良平であった。徳富蘇峰が「現下我国的一大病根は国家的没理想にあり、国民的没思想にあり」⁽¹⁴⁾と憂えるほどに退廃が進行したのは大正5年であったが、岡田は農本主義の立場から蘇峰のいう「国家的没理想」の現状を打破し、明治末以来の学制改革の問題に根本的決断をあたえようとしたのであった。

岡田文相は、かねてブルジョア的傾向のつよい「教育調査会」を解散させ、異例の天皇上諭によって「臨時教育会議」を設置し、教育の刷新を断行しようとしたのであった。

この臨時教育会議による教育改編についての答申は、高等教育から小学校教育まであらゆる面にわたっていたが、小学校教育については「国民道徳教育ノ徹底ヲ期シ児童ノ道徳的信念ヲ鞏固」にすることが、師範学校の教育については「殊ニ忠君愛國ノ志操ノ涵養ニ一層力ヲ致スコト」が要求され、とくに道徳教育が強化されることの必要を確認していた。この路線は戊辰詔書以来の体制側の危機感につながるものであり「吾々帝室、畏れ多クモ吾ガ帝室ヲ尊崇スル觀念ヲ深ク沁ミ込マシテ行カヌト云フト此国家ハ甚ダ危険ナ状態ニ囚ハレハセヌカト云フコトヲ憂フルノデアリマス」⁽¹⁵⁾という発言にもあらわれているように、社会主义・民主主義の風潮から我が国体を護ってゆこうという方向をもっていたのであった。基本的には明治41年以後の教化路線の確認にほかならなかったのである。

4. 制度面におけるブルジョア的改革とその限界

祖先教・農本主義の教育が全般的に体制側の教化路線の上に打ち出されて来たのはオールド・日本の危機を意識せざるを得ないほどに農村が荒廃し、都市的退廃が進行して來たからであったが、体制の基盤が農村から都市に移行して來たのは資本制生産がそれだけ高まり、ブルジョア的勢力がその中から台頭して來つたからであった。

家族国家観・祖先教による教化体制が固められた明治43年に雑誌「白権」が創刊され、44年に青鞆社が結成され、45年に欽定憲法の自由主義的解釈である天皇機関説が登場してくるのも、又交詢社を中心としたブルジョア政党勢力が大正の政変をひきおこし、桂内閣を倒壊させるまでにいたったのも、ブルジョア勢力の伸長を物語るものであった。

大正の政変の成果として成立したのは依然として薩閥海軍閥の山本内閣であったが、その山本内閣の文部大臣奥田義人は、貴族院の決議に従って「教育調査会」を設置し、「大物を集めて健全なる全局に通すべき調査を実施」⁽¹⁶⁾し、学制改革を手がけようとしたのであったが、この教育調査会はのちの臨時教育会議と

ちがって極めてブルジョア的色彩をつよく持つものであった。

但し、その山本内閣、そしてつづく大隈内閣のもとでこの学制改革がすすめられながらも、官僚グループ、枢密院・貴族院による執拗な阻止工作によってついに日の目を見ず、臨時教育会議の召集にいたったこと先述の通りである。

臨時教育会議を支配する空気はたしかに絶対主義的、時にはファッショ的であって、少くとも教育調査会とはかなり違っていた。しかしながら、その臨時教育会議の開催されていた大正6年～8年は第一次大戦の好景気によって日本の資本主義が未曾有の発展期をむかえていたときであり、又米騒動にあらわれたように民衆の勢力が一きわ昂揚したときであった。

原敬内閣が成立したのは大正7年9月26日、ここにブルジョアジーを基盤とした政友会内閣が発足し、原内閣の四大政綱「国防の充実」「教育の振興」「産業の奨励」「交通機関の整備」は何れも産業ブルジョアジーのつよい要請にこたえようとするものであった。そしてこの内閣が組閣早々にして最も力を入れたのはたしかに「教育の振興」であった。原内閣の教育政策は基本的には臨時教育会議の決定を実施することであり、形式的には道徳教育の尊重を掲げてはいたけれど、しかし、この時点での制度並に教育イデオロギーの内容が事実の面でブルジョア的方向にかえられてきたことはたしかであった。

文部大臣に就任したのは大阪の実業家中橋徳五郎であり「旧き国民を有する国家は到底今日の如き激烈なる国際競争の勝利者たる能はず……忠君愛國の教育主義は至極結構なるも教育の第一義は完全なる人を造るにあり」⁽¹⁷⁾としてブルジョア的立場から懸案の教育改革にのり出してきたのであった。

その第一は高等教育機関の拡張であった。大学令（大正7年12月6日勅令第388号）、高等学校令（勅令第389号）は臨時教育会議の答申の線にそったものであったけれど、その線にそって総合大学に学部を増設し、専門学校を昇格させ、高等学校・専門学校を増加させることによって飛躍的に成長した日本の資本主義が要求していた大量の技術者・知識人を創出確保しようとするものであった。

大正7年、5帝大・9040名であった大学及大学生数は、大正10年には15大学・学生26000に、大正12年には31大学・38700名に拡張し、高校も8校6800名であったものが、10年に17校・10200名、12年には25校・13700名、専門学校も12年には121校・54000名にふえるといった高等教育の充実ぶりを示していた。それはもちろん臨時教育会議の國体主義的教育政策として行なわれたのではなく、まさしく「中流以上の人材」を大量に

特 殊 研 究

創出して、ブルジョアジーの教育要求を充たし、かつ中流以上の人を基盤としていた政友会の基盤をも同時に固めようとするものであった。

普選を拒否して、第41議会で選挙資格を納税額3円以上とする選挙法改正案を通過させた原は、それと全く同じ論法で高等教育を拡充し、逆に義務教育については「学級整理を行い、資力薄弱の町村の小学校で二部教授、三学級2教員制を実施し、補助教員・専科教員を整理し、新築・改築費を節約し、1000万円の小学校教育費を整理しようとする」⁽¹⁸⁾市町村教育費整理案を用意してくるのであった。

原内閣の政治路線そして教育路線は、ブルジョアジーの政治要求を最大限に反映するものであり、そしてその点で民衆のものではなかった。大正9年原は思想界の混乱とくに過激思想の流行のきざしに目をむけ「神祇崇敬ノ淳俗ヲ振作シ、国民道徳ノ基本ヲ涵養スルハ思想ノ善導上頗る重大ノ関係ヲ有ス」⁽¹⁹⁾と指摘していたが、これこそ体制側官僚としての原の姿勢を示すものであった。

大正8年2月7日中学校令が改正され(勅令第11号)で中学校の目的規程が改められ「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」という従来の規程に加えて「特ニ国民道徳ノ養成ニ力ムベキコト」が要求され、又、中学校令施行規則(3月29日文部省令第7号)においても、高等女学校令(大正9年7月6日勅令199号)同施行規則(文部省令第15号)においても、「国民道徳ノ養成」が強調されたのである。何れも臨時教育会議の答申の路線の表明であった。大正8年臨時法制審議会が設置されて「現行民法中我国古来の淳風美俗に副はざるものありと認むその改正の要領如何」という諮問が発せられたのも、臨時教育会議において「教育ノ効果ヲ完カラシムベキ一般施設ニ関スル建議」が行なわれた結果であった。

原内閣の施設は一方においては「民衆の力を藉り」ながらも、他方においては、絶対主義の権化であった山県から絶大な支持をうけていたような反民衆的性向を自らのうちにもっていたのであったが、その性向こそは当時のブルジョアジーの限界を示すものであった。大正7~9年の労働組合運動・普選運動・新婦人協会の婦選獲得運動の高まりに対して原内閣のとったのは強権的弾圧以外の何ものでもなかった。

ただし今あげたようなさまざまの限界・不徹底さにもかかわらず、この時代の教育が大正デモクラシーの市民的風潮に支えられて、一昔前とくらべていちじるしくかわりつつあったことはたしかである。そして臨時法制審議会での反動的意図における民法の改正案の中にすら「何デモスデモ其昔ノ古イ制度ニ還レバ宜イ

ト云フ訳デハナイノデ時勢ニ順応シテ世ノ進歩ヲ妨ゲルヤウナコトガアツテハナラ」⁽²⁰⁾ないというような形で近代的個人主義的原理が登場してくるのである。

家族国家觀にかわってこの大正デモクラシーを支えた政治原理は美濃部達吉の天皇機関説であり、吉野作造の「民本主義」であっかが、文学の面での「白樺」「青鞆」「教養派」の近代的自我・人格主義・ヒューマニズムの主張の中には、明治の知識人の脳裏につよくやきついて離れなかった「国家」の観念を見出すことはできない。体制の側にある絶対主義官僚がいくら声をからして「国民道徳ノ涵養」を叫び、淳風美俗による家族法の改正をはかったとしてもブルジョア的成长にともなって、近代的・個人主義的市民の原理はもはや消えないだけの基盤をもってきたことはたしかであろう。

大正7年に成立した第三期国定教科書は、第二期教科書の家族国家觀と対照的に、近代的で市民的色彩をつよくもつものであった。そして教育の現場の中にも成城や玉川・自由学園に代表されるような自由主義教育は市民層・中間層の教育的関心に支えられて、かつてみないような態様を備えて来たのであった。

大正6~7年は臨時教育会議の開催された時であったけれど、又民本主義の高揚期という点で特筆すべき時期であり、又哲学叢書や阿部次郎の「三太郎の日記」が発行され、鈴木三重吉の「赤い鳥」の創刊をみた年であった。一方に体制側のめざした旧態依然たる教育イデオロギーが推進されようとしていたが、又一方にはそれと対抗してブルジョア的な自由教育や個人主義的教育イデオロギーが開花しようとしていた。そして大正期の政治が藩閥專制に対するブルジョア・デモクラシーの抗争と妥協に終始したように、大正期の教育も、絶対主義的乃至は帝国主義的教育路線に対して、それを形式的にはみとめながらも、自由主義ないしは個人主義的教育を創造しようとするブルジョアジーの教育要求がいろいろな形で、その実をかちとりつつあったのである。

大きく言えば明治41年より大正12年までの15年間に徐々にではあるが確実にこうした教育の転換がなされつつあり、この時期においてオールド日本に対する訣別が行なわれつつあったのである。41年の戊申詔書から臨時教育会議をへて大正12年の「国民精神作興ニ関スル詔書」漢発にいたる体制側の動きこそは、オールド日本の崩壊を必死になっていくとめようとするあがきにほかならなかった。しかしいかにそのくい止め策に懸命になったとしても、現実に明治国家の基盤がくずれるのをどうすることもできなかつたし、資本主義的成長をくい止めることはできなかつた。この大

きな転換期の実体こそはまさしくそのブルジョア化・都市化によるものであった。都市人口だけについていえば明治41年15%であったものが、大正14年には21.7%に増加し、都市の中から労働者とともに「全国民の7~8%に達したであろうと推測(大正9)」されるブルジョアジー、新中間階級を発生させてきたのであった。大正8年の農業生産高35%に対して工業生産額が、56.8%とリードしたことは大戦中における日本の産業構造の転換を意味するものであった。

大戦中の好景気がそのまま持続し、日本の資本主義的成长がそのままのテンポで進行していたとしても、日本の社会構造の上に変化を生ずるのは自然の勢いであった。しかし大正8年大戦の終了によって戦争景気が忽ちかけをひそめ、貿易が再び入超を示し、不景気のきざしを見せたとき社会的様相は再び明治末期とかわらぬような荒廃ぶりを示さねばならなかつたのである。しかもこの時において国家の基盤は農村より都市に完全に移行していたのである。大正11年から12年にかけてオールド日本の基盤は全くといってよいほどに失なわれて來たのである。

政治過程の中でもこの時期はまさしく過渡期的様相をあらわしていた。大正10年に偉大なる権力政治家でもあり又民衆政治家でもあった原敬を失い、翌11年1月には大隈重信が、そして2月には山県有朋が相ついで世を去った。原の政治自体オールド日本の解体期にあって絶対主義権力と抱合妥協しながら政党ブルジョアジーの勢力を確保した点で一時期を画するものであったが、大隈・山県はいろいろな意味で明治の政治を象徴する存在であった。しかも大隈がブルジョア的勢力の代弁者として官と野の間をゆききし、かなり民衆に人気をもっていたのに対して山県は「終始一貫明治政府と共にあり、軍閥を背後に擁して最大の権勢を振っていた」⁽²¹⁾という意味でのオールド日本の唯一の指導者であった。これまでの日本の政界は山県の意向に反しては、というより彼の意向を無視してはいかなることもできなかった。ブルジョア勢力・政党が力をもってからもそうであり、原ですら山県を利用することによって始めて政党の力を蓄え得たのである。その山県の死は、明らかに絶対主義の終焉を意味していたし、この時期にあって山県の政治的遺産をそのままに惣領相続できるような官僚も又軍閥もいなかったのである。大隈・原の死によってブルジョア陣営にこれに匹敵できる大物に欠けていた。まさしく政治的空白があつたのである。

オールド日本の終焉を意味した11~12年は同時に革新陣営にとって絶好の進出期であった。11年賀川・杉山らの指導で日本農民組合が結成され、未解放部落民の間に全国水平社が結成された。非合法ながらも

日本共産党が結成されたのも11年7月であった。民衆的勢力が未曾有の伸長をみせたのはたしかにこの時期であり、体制側がこの民衆の勢力、特に反体制的な過激運動に神経をとがらせねばならなかつたこと、とても、明治40年代の比ではなかつた。

大正12年6月日本共産党は大検挙によって壊滅的な打撃をうけ、反体制的な動きは徹底的に封殺されようとしたし、教育はこの時点において、その反体制的な風潮を阻止すべき第一の武器として、体制側に使われようとしてきた。明治41年に桂太郎が「教育に因り、国民の道徳を養ふは言を待たず」とし、戊申詔書が出されたのと全く同じうけとめ方を大正10年代の体制側がとっていたことは面白い。原敬が「日本には宗教其力を失ひ、今や教育による外人心を指導するものなきも、其教育亦精神なし」⁽²²⁾と嘆いたのは、その教育に対する体制側指導者の期待と同時に憂いを表明するものであった。

たしかに教育は変質しつつあったし、又転換を要求されていたのである。明治40年代よりこの方教育が転換しつつあった点については上述した所であり、明治40年代と大正10年代の教育に対する体制側の期待は相似たものをもっていたけれど、その間における国内の資本制生産は、もはや祖先教イデオロギーや農本主義では教育が社会の進展に即応できなくなってきたのである。量的にもそうであった。義務教育就学率はすでに明治35年90%を突破していたが、大正5年には男子の就学率は99%に達し、10年には男女ともに99%をこえた。中等教育においても、大正2年中学生徒数13万、女学校生徒数6万3千、甲種実業学校生徒数4万6千だったものが、大正12年には、中学生24万6千、女学生21万6千、実業学校生徒12万に増加し、前に述べた高等教育の拡充とならんで飛躍的に拡充がみられた時期であった。まさに明治の日本が「教育」に投入したエネルギーは莫大であり、歐米よりはるかにおくれて出発した日本の近代教育は50年にして量的には世界の第一位にのし上ったのである。その量的なのびは必然的に「教育」の質的転換を要求していた。そしてそれにも拘らず「教育亦精神なし」と体制側指導者を嘆かせたような状況は依然としてあったのである。

そのオールド・日本の終焉を象徴するできごとが大正12年9月の関東大震災であった。それは単に自然的災害によって日本の社会体制が破壊されたという意味ではない。震災のさ中に社会主義者、無政府主義者あるいは朝鮮人に対する弾圧迫害が大々的に行なわれたことは、震災が自然的災害でなく、社会体制に関する問題であったことの表明であった。9月2日より11月15日まで戒厳令がしかれ市民的自由が完全に剥奪されたのであったが、それほどに体制側をおびえさせたの

は震災以上に体制のヒビワレが当局自身意識せざるを得ないところまできていたからであった。

その戒厳令がまさにとかれようとする11月10日天皇の名において発せられたのが「国民精神作興ニ関スル詔書」であった。それは「俄カニ災変ニ遭ヒテ憂悚交々」至ったことに対してというよりは「浮華放縱ノ習漸ク崩シ輕佻詭激ノ風モ亦生」じかけていた一般的風潮が震災により体制の破綻につながるかもしれないという危機感により出されたものであった。

「綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡励シ浮華放縱ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ」というのは多分に戊申詔書のイデオロギーと共に通していたが、しかしもはやこの時点では祖先教・家族国家観は風教再建の支柱となることはできなかった。

5. 大正12年以後の方向—むすびにかえて

私は1908年（明治41年）から1923（大正12年にいたる15年間、即ち戊申詔書から「国民精神作興ニ関スル詔書」渙発にいたる時期の教育の転換を近代日本における教育の発展過程におけるもっとも大きな転換であると考えている。よくいわれるような戦前と戦後（1945年を分岐点とする）を分ける教育の断絶よりも、更に大きな変質が、徐々にではあるが明らかに生じつつあったのである。

明治40年以前の国家主義教育の破綻を体制の側から弥縫し、祖先教・農本主義イデオロギーを教育の中に打出したのがこの時期であったが、同時にこれに対して、天皇機関説・民本主義を政治的理論とするブルジョアジーが「近代的自我」を内容とする新しい教育を要求して来たのがこの時期であった。そしてその両者が抗争しながらも、結局は縫合癒着してゆく過程がこの15年間であった。しかしその時期において、祖先教が効力を失いながらもそれにかわる後期の近代国家のイデオロギー（教育の精神）はついに形成されることはなかったのである。それではその後期（昭和時代）の教育理念は何だったろうか。

大正13年4月清浦内閣は文政審議会官制を発布し「国民精神ノ作興・教育ノ方針其ノ他文政ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議」するため、内閣総理大臣を総裁とする文政審議会を発足させ、そしてその年第二次護憲運動の成果として加藤高明内閣が成立した。そこから打ち出されてくる教育路線は、枢密院・軍部・政党・ブルジョア勢力の妥協の産物であって明らかに12年以前とはかわらざるを得なかった。大正14年4月陸軍現役将校配属令が、大正15年青年訓練所令が、そして昭和に入って「思想善導」「教化総動員」にはじまる一連の教化政策は、「不況」と「退廃」という教育的危機の中で強力にうち出されてくる。その教育路線の推

進者は枢密院・軍部・官僚であった。教育イデオロギーの案出も、又その推進も、その三者の妥協・最大公約数として行なわれたのである。「国民精神」「国体明徴」「皇國主義」の教育がナショナリズムの名において行なわれてきたのである。E・H・カーは第一次大戦後のナショナリズムを、第三期ナショナリズムとして「國家の社会化」「社会奉仕国家」——レッセフェール国家を廃止して経済的ナショナリズムを内容とする——をあげているが、⁽²³⁾大正13年以後の日本のナショナリズムの中には、レッセ・フェール国家から脱却した点では、部分的に第三期ナショナリズムへの移行をみとめることができるとしても、国家意思の決定は枢密院・軍部という国民とはかかわりのない所に握られ、しかも責任はその何れにもないという極めて特異日本的な態度をもってきたのであった。そして教育はその特異なナショナリズム「国体明徴」「国民精神」の涵養のためにおしすすめられるようになったのである。それは国家のため、皇國のためと称して、実は国民を疎外した国家主義「超」国家主義の教育であった。

- 注(1) 丸山真男 明治国家の思想
- (2) 公爵桂太郎伝 坤巻 348頁
- (3) 田中惣五郎 資料日本社会運動史 1頁31頁
- (4) 服部之総 藤井松一 日本歴史講座論文より
- (5) 明治以降教育制度発達史 第5巻
- (6) "
- (7) 夏目漱石 それから
- (8) 石川啄木 時代閉塞の現状 啄木全集十巻
- (9) 明治以降教育制度発達史 第5巻 1145頁
- (10) 穂積八束国民教育と愛國心 1頁47頁
- (11) " 国民道德教育 論文集
- (12) 石田雄 明治政治思想史研究
- (13) 大江志乃夫 保守官僚の典型岡田良平 雑誌「日本」 40年4月号
- (14) 徳富蘇峰 大正の青年と帝国の前途
- (15) 諸問第1号についての関直彦委員の発言 海後宗臣 臨時教育会課の研究 155頁
- (16) 木場貞長 教育調査機関設置の建議案についての説明
- (17) 勝田守一 日本の学校より
- (18) 明治以降教育制度発達史 第7巻 26頁
- (19) 原敬 大正9年9月地方長官会議における訓示
- (20) 宮井政章の臨時法制審議会における発言 審議会速記録 63 吾妻栄 家の制度 255頁
- (21) 信夫清三郎 大正デモクラシー史Ⅲ 696頁
- (22) 原敬日記（大正10年2月11日）五巻 349頁
- (23) E・H・カー大窪憲二訳 ナショナリズムの発展 28~33頁